

綾瀬市立学校運動施設の利用案内

※記された期日が土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日に当たる場合、特に記載がないものについては、その直前の平日として読み替えてください。

1 小・中学校運動施設を利用できる団体

小・中学校の運動施設を利用できる団体は、スポーツ又はレクリエーションを目的とする市内在住・在学・在勤の方10名以上で構成する、綾瀬市教育委員会から団体登録の承認を受けた団体となります。

※ 営利を目的とした運動施設の利用はできません。

2 利用団体の登録

綾瀬市立小・中学校の運動施設（体育館・武道場・校庭）を利用する場合、団体登録が必要です。代表者や会員など、変更が生じたときは、速やかに変更の手続きをしてください。

また、利用団体として登録する際は、代表者、管理指導員、連絡者（いずれも代表者と兼任可）を選出する必要があります。

※ 団体登録にはメールアドレスが必要になります。

《管理指導員の職務》

管理指導員は、次の事項の責任者となります。

- (1) 利用者への適正な管理指導
- (2) 利用後の原状回復、清掃の指導及び点検
- (3) 解錠及び施錠
- (4) その他教育委員会が指示する事項

《登録方法》

(1) 公共施設予約システムより、利用団体仮登録を行ってください。利用団体仮登録をした団体にはIDが付与されます。付与されたIDと利用団体仮登録手続き時に設定したパスワードを使用し、ログインするため、手元に控えておいてください。

※ 詳しくは、同システム内の「綾瀬市公共施設予約システムの使い方～利用者仮登録編～」をご確認ください。

(2) 申請後、30日以内に会員名簿をスポーツ課窓口へ提出してください（様式は、市ホームページ、スポーツ課で入手可。必要項目を網羅していれば任意様式也可）。

(3) 審査後、登録完了メールをお送りするので、同システムにログインし団体登録情報を御確認ください。

※ 登録内容に変更が生じたとき（代表者や会員数の変更など）は、速やかに変更の手続きをしてください（メール可）。

《利用継続申請》

有効期限は原則2年です。団体有効期限の1か月前に、同システムでお知らせします。
団体登録申請書、会員名簿、減免団体として登録・継続をする場合は減免団体登録申請書をスポーツ課へ提出してください（メールも可）。
継続申請の審査に1週間程度を要するため、余裕をもって、継続申請の手続きを行ってください（有効期限が切れると同システムを利用できなくなります）。

3 運動施設の開放日時

施設名	開放日	開放日・時間		
体育館	1月8日 ～12月27日	小学校	平日	18：30～22：00
			土曜日 日曜日・祝日	9：00～22：00
体育館 武道場	1月8日 ～12月27日	中学校	平日 土曜日 日曜日・祝日	18：30～22：00 (6月～10月は19時から)
校庭	3月1日 ～11月30日	小学校	土曜日 日曜日・祝日	8：00～18：00
	1月8日 ～2月末日 12月1日 ～12月27日		土曜日 日曜日・祝日	8：00～16：00
校庭 校庭照明施設	11月1日 ～2月15日	中学校 (綾北中・城山中・春日台中)	平日	18：00～21：00
	2月16日 ～10月31日		土曜日 日曜日・祝日	19：00～21：00

4 使用料

学校	運動施設	単位	使用料
小学校	体育館	1時間	250円
	校庭	1時間	200円
中学校	体育館・武道場	1時間	250円
	校庭 (綾北中・城山中・春日台中)	1時間	250円
	校庭照明施設 (綾北中・城山中・春日台中)	1時間	1,600円

5 使用料の減免

次のいずれかに該当する場合は、利用団体登録時に減免団体として登録することにより、使用料が5割減額又は免除されます。

減免区分	減免
(1) 市又は市の機関が主催する行事等を行うとき。	免除
(2) 市内の幼稚園又は保育園が教育又は保育活動のために利用するとき。	免除
(3) 半数以上が中学生以下の者で構成された団体が利用するとき。	免除
(4) 市内の高等学校(高等専門学校を含む。)が教育活動のために利用するとき。	5割減額
(5) 半数以上が障害者又は障害児で構成された団体が利用するとき。	5割減額
(6) 社会福祉関係団体（老人クラブ・遺族会等）、地域コミュニティ団体（市民活動センター登録団体等）、社会教育関係団体（スポーツ協会等）、教育関係団体（市幼稚園協会等）その他公共的又は公益的団体（災害ボランティアネットワーク等）がその設立目的のための活動で利用するとき(営利目的で利用する場合を除く)。	5割減額

※ 「5割減額」の場合、校庭照明施設は減免対象外です

6 利用方法

申請の時期によって、申請可能な場所や納期限等が異なります。納期限までに入金確認できない場合は利用できません。

予約区分	申請期間	申請場所	決済	納期限
利用日程調整会議		運動施設利用運営協議会	利用月ごと	利用月の利用初日の前日
随時申請	調整会議開催月の20日～利用日7日前	公共施設予約システム 又は スポーツ課窓口	申請本数ごと	利用日の前日
	利用日6日前～3日前	スポーツ課窓口 又は メール		

《利用日程調整会議への参加による申請》

- (1) 学校運動施設を円滑に利用するため、学校ごとに運動施設利用運営協議会を設置しています。同協議会が開催する利用日程調整会議（学校ごと開催）に参加し、利用日程を調整してください。
- (2) 運動施設利用運営協議会の開催月は、次のとおりです。
同協議会の会長は、開催月の1日から14日までの間に開催してください。
利用日程調整会議の日時等は、開催前月15日号の広報あやせに掲載します。

開催月	調整対象月
3月	4・5・6月
6月	7・8・9月
9月	10・11・12月
12月	1・2・3月

- (3) 原則1施設1団体の利用ですが、運動施設利用運営協議会で調整した場合の半面利用可とします。利用代表団体を明確にするため、利用日程調整会議で使用する予定表の団体名に（代）を記載してください。
利用代表団体に対して同システムより通知します。
※ 減免登録団体と通常利用団体で半面利用とする場合は、通常利用団体を利用代表団体としてください。また、5割減額団体と減免登録団体で半面利用する場合は、5割減額団体を利用代表団体としてください。
- (4) 利用代表団体は、使用料の納入及び利用当日の施設管理等を行ってください。
- (5) 原則、オンライン決済になるため、納付書での支払いを希望する場合は、スポーツ課まで連絡してください。
- (6) 運動施設利用運営協議会の会長は、利用日程調整会議終了後3日以内に、次の書類をスポーツ課又は市民スポーツセンターに提出してください。
 - ・施設別予約表（日程調整の結果を記入したもの）
 - ・運営協議会出席者名簿
 - ・利用者状況報告書
- (7) 利用日程調整会議開催月の20日以降に同システムより、予約内容等を確認することができます。同システム内「申請を確認する」から確認してください。

《利用日程調整会議後の随時申請》

- (1) 運動施設利用運営協議会の開催月の20日から、同システムより申請してください。
- (2) 利用決定処理が済むと、同システムから予約内容等を確認することができます。同システム内「申請を確認する」から随時確認してください。

《支払方法について》

○オンライン決済

同システム内の「申請を確認する」からお支払いください。操作方法については、「綾瀬市公共施設予約システムの使い方～申請の確認・オンライン決済編」をご確認ください。

○納付書払い

何らかの事情により、オンライン決済ができない場合はスポーツ課まで連絡してください。スポーツ課より納付書払いの案内をします。

《利用日等の変更等》

- (1) 台風などの自然災害や学校行事など、利用者の責任によらない理由により、利用ができなかった場合は、利用日等の変更等をすることができます。
- (2) 利用者の都合による利用日等の変更等は、1利用日1回限り可能とします。変更等を希望する利用者は、利用日の8日前（休日にあたる場合は、その直前の平日）までにスポーツ課へ申し出てください。

《使用料の還付》

- (1) 台風などの自然災害や学校行事など、利用者の責任によらない理由により、利用ができなかった場合に限り、還付申請をすることができます。
- (2) 還付申請は、利用を予定していた日の翌日から起算して14日以内（申請期限の日が休日の場合は、その直前の平日まで）にスポーツ課へ手続きをしてください。
- (3) 還付金は口座振込で支払います。
- (4) 利用者の都合により利用しなかった場合は、還付の対象となりません。

《鍵の貸し出し等》

各学校の体育館入口と機械警備の鍵が入っているキーボックスを開ける鍵の貸し出しと返却は、次のとおりとなります。

(1) 貸出方法

利用日当日、利用開始30分前から市民スポーツセンター窓口で貸し出します。貸出の際は必ず利用団体として証明できるもの（公共施設予約システムで団体としてログインしている画面など）を窓口で掲示してください。
※ 利用日が市民スポーツセンターの休館日にあたる場合は、その前日に貸し出しを受けてください。

(2) 返却方法

運動施設利用後、直接、市民スポーツセンターへ返却してください。
※ 市民スポーツセンターが閉館している場合は、市民スポーツセンターの郵便ポストへ返却してください。

(3) その他

- ・鍵を紛失した場合は、利用団体の責任で鍵の交換等の費用全額を負担するとともに、その他一切の責任を負うことになります。鍵の複製は厳禁です。
- ・3か月以上、毎週最低1回定期的に運動施設を利用する団体で、適正利用が確認できた団体については、鍵を貸与することができます（校庭照明施設利用は除く）。貸与時には、紛失した場合の責任の所在及び弁償方法等を明確にするため、誓約書を提出してください。鍵は適正に管理し、定期的に利用をしなくなった場合は、直ちに鍵を返却してください。

7 利用の制限

次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 学校施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 営利を目的として利用すると認められるとき。
- (5) その他教育委員会が管理上支障があると認めるとき。

8 利用上の遵守事項

利用者は、次の事項を遵守してください。

また、登録団体の代表者は、その責任を負うこととなります。

- (1) 利用許可を受けた施設以外を利用しないこと。
- (2) 許可された時間以上に利用しないこと。
- (3) 許可の際に付された条件や条例・規則を厳守すること。
- (4) 利用目的以外の目的で利用しないこと。
- (5) 火気を使用したり、危険な物品を持ち込んだりしないこと。
- (6) 許可なく現状を変更したり、工作を加えたりしないこと。
- (7) 噫煙や飲酒をしないこと。
- (8) 施設の維持保全を図ること。
- (9) 学校職員、近隣住民、他の利用者に迷惑な行為等をしないこと。
- (10) その他教育委員会が指示する事項

9 利用許可の取消し等

虚偽の申請で団体登録や利用許可を受けた場合、学校運営上支障が生じた場合、利用の制限に該当した場合、遵守事項に違反した場合などは、利用中止や登録の取消しの措置を行う場合があります。

10 その他の注意事項

《全体的な注意事項》

- (1) ボール、ラケット等の運動用具及び消耗品は、利用者が用意してください。
- (2) 指定場所以外に駐車はしないでください（校庭への乗り入れや周辺道路への駐車は厳禁）。
- (3) 学校敷地内は、飲食禁止（スポーツ活動での水分補給は可）です。
- (4) 18歳未満の方の利用時間は、21時00分までとします。
- (5) 未成年者のみの利用はできません。必ず管理指導員など成人が立ち会い、管理指導をしてください。
- (6) 利用後は、施設の清掃と片付けを行い、ごみは必ず持ち帰ってください。
- (7) 利用者の負傷等に関しては、利用団体の責任で対処してください。
- (8) 利用時に学校施設や備品等を損傷又は亡失した場合は、直ちに次の場所へ連絡し、利用者の責任において原状を回復してください。
 - ・スポーツ課（日曜日、土曜日又は祝日等の休日及び平日午後5時以降は、市民スポーツセンター）
 - ・警備会社（損傷などにより、施設を施錠できない場合のみ。）
 - ・学校（夜間の場合は、直近の休業日でない日の朝）
- (9) 学校行事等により、利用が中止となる場合があります。この場合、スポーツ課から連絡します。
- (10) 台風など、注意報・警報が発令され、利用を中止する時は、スポーツ課へ必ず連絡してください（連絡が日曜日、土曜日又は祝日等の休日、平日午後5時以降となる場合は市民スポーツセンターへ連絡してください）。
- (11) 体育館にて空調設備を使う際は、操作盤にある取扱説明書を確認してください。また、利用後は必ず電源を切ってください。
- (12) 利用上の遵守事項等が守られない場合は、利用中止などの措置をとる場合があります。

《小・中学校体育館及び中学校武道場利用時の注意事項》

- (1) 利用団体は、鍵の管理と施設の施錠等に全責任を持ってください。施設は、機械警備方式になっています。操作ミスがないよう注意してください。
※ アラームの操作を誤ったときは、警備会社に必ず連絡してください（セットに失敗した場合なども連絡してください）。
- (2) 小学校体育館は、フットサルは禁止です。また、中学校体育館（フットサル禁止の学校あり）でフットサルをする場合、絶対に壁打ちはしないでください。
※ 綾瀬中学校は大人のフットサル利用は禁止です。また、綾北中学校はフットサルの利用が禁止です。

《小・中学校校庭利用時の注意事項》

- (1) 雨天時や降雨後で校庭の表面が水分を含んでいる場合は、利用しないでください。
※ 判断基準：足跡が付く状態
※ 雨天の場合や校庭の状態が悪く利用できない場合は、利用しない（利用できない）又は利用できなかった旨をスポーツ課に連絡してください（利用日が休日の場合は、直後の平日に必ず連絡してください。連絡がない場合は、利用したものとして処理します）。
- (2) 利用後は、必ずブラシや木製のトンボで校庭の整備をしてください。また、絶対に校庭に穴を開けたり、砂や土を入れたりしないでください。
- (3) 鉄製のスパイクは、絶対に使用しないでください。
- (4) ボールの飛び出し等で近隣住民などに被害が生じた際は、利用団体の責任で、対処してください。

《公共施設予約システム》

【URL】

<https://ayase-yoyaku.seagull-lc.com/ayase>

【二次元コード】



問い合わせ先

綾瀬市健康こども部スポーツ課

電話 0467-70-5656（直通）

受付時間 土・日曜日、祝日を除く 8:30～17:00

綾瀬市民スポーツセンター

電話 0467-76-9292

受付時間 第3火曜日を除く 8:30～20:30